

○ 海洋基本法の施行期日を定める政令（平成十九年政令第二百一号）

内閣は、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋基本法の施行期日は、平成十九年七月二十日とする。